

## 日本臨床歯科学会 倫理審査委員会規則 細則

### 第3章第3条1

- 1) 提出する医学系研究の倫理に関する教育の受講修了証は、所属する機関が指定したコースの受講証明証でよい。所属する機関が指定する教育コースがない場合は、eAPRIN（医学研究者推奨コース）の受講修了証を提出すること。
- 2) 倫理診査費用を1件につき¥30,000とする。倫理診査費用は、診査結果の如何によらず返還しない。

施行：2021年7月1日

<細則の資料>

#### 1)APRIN

一般財団法人 構成研究推進協会 Association for the Promotion of Research Integrity

[www.aprin.or.jp](http://www.aprin.or.jp)

Home → 会員申し込み → 個人会員申し込み

#### 2)審査料振込先

三菱 UFJ 銀行 青山支店 普通 No.0409845

特定非営利活動法人 日本臨床歯科医学会

1. 振込名義は、できるだけカタカナ表記(濁点、空白も1文字として)12文字以内にしてください。法人等で無理な場合は実情に応じた表記をお願いします。
2. 振込後に本部事務局まで、振り込み名義と振り込み日を、必ずメールでお知らせください  
→[sjcdgakkai@gmail.com](mailto:sjcdgakkai@gmail.com)